

総務課	カジノ管理委員会委員長代理の決定（案）について	令和7年1月17日
1. 趣旨 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第221条第2項に基づき、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者（委員長代理）を北村博文委員とすることを定めるもの（別添）。 2. その他 令和7年1月17日から施行する。		

カジノ管理委員会委員長代理の決定について

〔令和 7 年 1 月 0 日〕
〔カジノ管理委員会決定〕

特定複合観光施設区域整備法（平成 3 0 年法律第 8 0 号）第 2 2 1 条第 2 項に基づき、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を次のとおり定める。

委員長代理は、北村博文委員とする。

附 則

- 1 この決定は、令和 7 年 1 月 1 7 日から施行する。
- 2 カジノ管理委員会委員長代理の決定について（令和 2 年 1 月 1 0 日カジノ管理委員会決定）は、廃止する。